

目次

- [接種後の副反応について](#)
- [給付の流れ](#)
- [給付の種類・額等](#)
- [申請方法等](#)
- [必要書類](#)
- [よくある質問](#)
- [留意事項等](#)
- [お問い合わせ先](#)
- [参 考](#)

接種後の副反応について

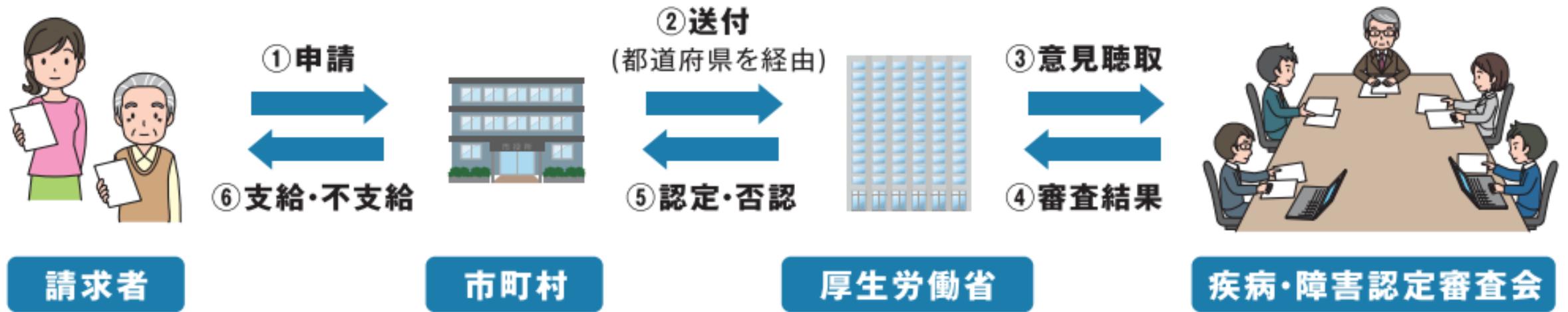
● 通常みられる反応

ワクチンの種類によっても異なりますが、発熱、接種局所の発赤・腫れ、しこり、発疹(じんましん)などの発疹が比較的高い頻度(数%から数十%)で認められます。通常、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。

● 重い副反応

予防接種を受けたあと、接種局所のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診察を受けて下さい。ワクチンの種類によっては、極めてまれ(百万から数百万人に1人程度)に脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。このような場合に、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種を受けたことによるものと認定したときは、健康被害救済制度による給付の対象となります。

給付の流れ



提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類などの確認をします。その資料に基づいて、予防接種・感染症・法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。審査の結果を受け、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村から支給できるかどうかをお知らせします。

- [厚生労働省リーフレット「予防接種後健康被害救済制度について」](#)

給付の種類・額等

給付の種類	内 容	給付額(A型・臨時)
医療費	<p>予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用を支給</p> <p>※薬の容器等保険適用外のものは給付対象外です</p>	<p>保険適用の医療に要した費用から、健康保険等による給付の額を除いた自己負担分、及び入院時食事療養費標準負担額等</p>
医療手当(月額)	<p>予防接種を受けたことによる疾病について、その入院通院等に必要な諸経費を支給</p> <p>※差額ベッド等保険適用外のものは給付対象外です</p>	<p>1ヶ月の間に</p> <p>通院3日未満 35,800円</p> <p>通院3日以上 37,800円</p> <p>入院8日未満 35,800円</p> <p>入院8日以上 37,800円</p> <p>入院と通院がある場合 37,800円</p>
障害児養育年金(年額)	<p>予防接種を受けたことにより一定の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者に支給</p>	<p>1級 1,617,600円</p> <p>2級 1,293,600円</p> <p>※条件により介護加算あり</p> <p>※特別児童扶養手当等の額を除く</p>
障害年金(年額)	<p>予防接種を受けたことにより一定の障害の状態にある18歳以上の者に支給</p>	<p>1級 5,175,600円</p> <p>2級 4,138,800円</p> <p>3級 3,104,400円</p> <p>※条件により介護加算あり</p> <p>※障害基礎年金等の額を除く</p>

給付の種類	内 容	給付額(A型・臨時)
死亡一時金	<p>請求者及び優先順位は、予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順</p> <p>※ただし、配偶者以外の者にあつては、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る</p> <p>※同順位の遺族が2人以上ある場合は、その人数を除して得た額とする</p>	<p>45,300,000円</p> <p>※障害年金の受給期間により額の調整あり</p>
葬祭料	<p>予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に支給</p>	212,000円
介護加算(年額)	<p>施設入所または入院していない場合に、障害児養育年金または障害年金に加算するもの</p>	<p>1級 846,200円</p> <p>2級 564,200円</p>
未支給の給付	<p>給付を受けることができる者が死亡した場合に、まだその者に支給していなかったものがあるときに、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順で、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給</p>	

※ 給付の額が変更されることがあります。通院・入院や死亡等のあった年月における額が適用されます。

※ 年金の支給開始月は支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月です。

申請方法

請求者は、給付の種類に応じて必要書類を揃えて、下記提出先(申請先)へ郵送してください。
※申請先は、接種場所の所在地ではなく、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村です。

※やむを得ない事情で、住民票所在地以外において接種を受けた場合においても、申請先は住民票所在地になります。

● 必要書類

下記「[必要書類](#)」からご参照ください。

● 提出方法

郵送により提出してください。

● 提出先 ●

〒132-8507 江戸川区中央4-24-19

江戸川区健康部保健予防課庶務係

必要書類

給付の種類	必要書類	
	所定の様式	その他
医療費・医療手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費・医療手当請求書 ・受診証明書 ※受診された各医療機関又は薬局等で作成された受診証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種済証 ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証の写し ※接種券付き予診票を用いて接種を受けた医療従事者等の方は接種記録書の写し ・領収書等 ※医療に要した費用の額及び日数を証する領収書等の写し ・診療録等 ※疾病の発病年月日及びその症状を証する医師の作成した診療録(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)の写し
医療費・医療手当 (即時型アレルギー) ※新型コロナワクチンによる、アナフィラキシー等の即時型アレルギーで、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したもの(ただし、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は診療録等の写しが必要です。)に係る請求に限り、医療機関で様式6-1-1の記載を受けて提出すれば、診療録等は不要になります。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費・医療手当請求書 ※通院・入院日数の欄が足りない場合は、任意で別紙を作成することも可 ・受診証明書 ※受診された各医療機関又は薬局等で作成された受診証明書 ・様式6-1-1 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種済証 ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証の写し ※接種券付き予診票を用いて接種を受けた医療従事者等の方は接種記録書の写し ・領収書等 ※医療に要した費用の額及び日数を証する領収書等の写し

給付の種類	必要書類	
	所定の様式	その他
障害児養育年金	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児養育年金請求書 ・診断書 ※障害の状態に関する医師の診断書 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種済証 ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証の写し ※接種券付き予診票を用いて接種を受けた医療従事者等の方は・接種記録書の写し ・診療録等 ※障害児が予防接種法施行令別表第1、第2に定める障害の状態に該当するに至った年月日及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる医師の作成した診療録(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)の写し ・戸籍謄本、保険証等 ※障害児を養育することを明らかにすることができる戸籍の謄本、抄本又は保険証の写し
障害年金	<ul style="list-style-type: none"> ・障害年金請求書 ・診断書 ※障害の状態に関する医師の診断書 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種済証 ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証の写し ※接種券付き予診票を用いて接種を受けた医療従事者等の方は接種記録書の写し ・診療録等 ※障害者が予防接種法施行令別表第1、第2に定める障害の状態に該当するに至った年月日及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる医師の作成した診療録(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)の写し

給付の種類	必要書類	
	所定の様式	その他
死亡一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡一時金請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種済証 ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証の写し ※接種券付き予診票を用いて接種を受けた医療従事者等の方は接種記録書の写し ・診療録等 ※予防接種を受けたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成した診療録(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)の写し ・死亡診断書等 ※死亡した者に係る死亡を証する死亡診断書又は死体検案書等の写し ・戸籍謄本等 ※請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本の写し ・その他 ※請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者(内縁関係にあった夫及び妻)双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面

給付の種類	必要書類	
	所定の様式	その他
葬祭料	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭料請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種済証 ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証の写し ※接種券付き予診票を用いて接種を受けた医療従事者等の方は接種記録書の写し ・診療録等 ※予防接種を受けたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成した診療録(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)の写し ・死亡診断書等 ※死亡した者に係る死亡を証する死亡診断書又は死体検案書等の写し ・戸籍謄本等 ※請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本の写し ・埋葬許可証等 ※請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証、火葬許可証又は葬儀案内状等の写し ・その他 ※請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者(内縁関係にあった夫及び妻)双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面

給付の種類	必要書類	
	所定の様式	その他
未支給の給付	・ 未支給給付請求書	

※所定の様式のwordファイルやexcelファイルは、[厚生労働省「予防接種健康被害救済制度について」](#)からダウンロードすることができます。

※同時請求の場合、重複する書類は省略可能です。

よくある質問

Q1 医療機関に支払った医療費の領収書と院外処方で薬局に支払った領収書がある場合は、それぞれに「受診証明書」が必要ですか。

A1 医療機関と薬局のそれぞれの「受診証明書」が必要です。ただし、薬局の分については、医療を受けた日数の記載は必要ありません。

Q2 受診証明書や診療録(カルテ)等を発行するための手数料が救済制度の給付対象外であるため、申請する医療費の合計より手数料の合計の方が高くなる場合、医療費の申請を一部の医療機関分のみとすることは可能ですか。

A2 可能です。ただし、区の予防接種健康被害調査委員会や厚生労働省の疾病・障害認定審査会において、請求しないとされる医療機関分の診療録(カルテ)等が必要と考えられる場合には、追加で提出いただくことがあります。

よくある質問

Q3 区の予防接種健康被害調査委員会や厚生労働省の疾病・障害認定審査会において、過去の受診歴についての診療録(カルテ)等の提出を求められた場合、手数料は救済制度の給付対象となりますか。

A3 診療録(カルテ)等の資料を発行するための手数料は救済制度の給付対象外であるため、自己負担となります。

Q4 複数の医療機関を受診した場合、まず1か所分の医療費の申請を行い、この申請が認定された後に他の医療機関分の医療費を申請することは可能ですか。

A4 認定された疾病名と期間の範囲内であれば、後日請求することは可能です。

Q5 後日請求する場合、受診証明書は必要ですか。

A5 受診証明書を提出する必要があります。

よくある質問

Q6 医療費・医療手当の請求に関して、受診した医療機関からワクチン接種との因果関係がはっきりしないので、書類(受診証明書や診療録等)は出せないと言われた場合はどうしたらいいですか。

A6 医療費・医療手当の請求に関しては、必ずしも診療した医師がワクチン接種と因果関係があると証明している必要はありません。医療機関には、現在通院している「疾病」についての診療録と受診証明書等の発行を依頼していただくことにより申請が可能です。

Q7 治療が終わっていないが申請は可能ですか。

A7 申請は可能ですが、この制度は認定された疾病が給付対象となるため、申請後に新たな病名の診断を受けた場合は、改めて申請いただく必要があります。その場合、受診証明書や診療録等も再び必要となりますので、その点についてご理解の上ご検討ください。

留意事項等

- 健康被害救済制度は、申請書類の確認や申請された事例に対する審査会の開催が必要なため、認定までに期間を要します。(数か月～1年以上)
- 申請に係る各種書類等資料に係る費用は自己負担となります。
- 申請後、追加資料の提出等が必要になる場合もあります。追加資料に係る費用は自己負担となります。
- 医療費・医療手当の記載方法は記入例をご確認ください。
- 診療録には下記の事項がわかるよう記載をされたものをご提出ください。区や国で審査する際に、経緯や詳細がないと適切に審査することができません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
(診療録に記載がない場合は、申請者様が別紙等にご記載の上、合わせてご提出ください。)
 - ・接種してどれくらいで受診証明書に記載の疾病が発症したのか(経緯)
 - ・接種は左右どちらの腕に行ったのか
 - ・いつ症状が改善し、治療を終えたのか(治療中の場合は、発症から現在に至るまで)

お問い合わせ先

●コロナワクチンに関する一般的なお問い合わせ

<厚生労働省生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

電話番号:0120-761-770

対応時間:午前9時00分～午後9時00分 年中無休

●副反応や有害事象等の医学的知見が必要となる専門的なご相談

<東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター>

電話番号:03-6258-5802

対応時間:午前9時00分～午後5時00分 年中無休

●救済制度の申請を検討されている方のご相談

<江戸川区健康部保健予防課庶務係>

電話番号:03-5661-5209

対応時間:午前8時30分～午後5時15分 土日祝日・年末年始を除く

- [厚生労働省 予防接種健康被害救済制度のページ](#)
- リーフレット「予防接種健康被害救済制度について」(厚生労働省)